

ミカンコミバエ発見に伴う協力について(お願い)

沖縄県では、植物防疫法において検疫有害動物に指定されている「ミカンコミバエ」を昭和61年に根絶したものの、いまだ近隣の諸外国から季節風等によって侵入する可能性があるため、現在もトラップ調査等により継続した侵入防止対策を実施しています。

今年度は、沖縄本島を含む県内全域において、例年より多くのミカンコミバエがトラップ調査で発見されており、ここ石垣島でも18頭が見つかっています。また、石垣島の市街地では、庭先のグアバ、カンキツ、スターフルーツ等の果実からもミカンコミバエが確認されています。

このため、現在、県及び国では、市役所など関係機関との協力の下、ミカンコミバエの調査・防除を実施しているところです。

しかし、季節風等によって侵入するミカンコミバエは、一般家庭における庭先やほ場等に植栽されているグアバ等の果実を好んで産卵・食害し、新たな発生源となる可能性があります。

そのため、これらの果実等について、庭先での落果や、収穫後に食べる予定のない果実は、放置せず適切にビニール等で密封して燃えるゴミに出すようお願いいたします。

また、食用に利用する場合でも、当面、市街地以外の地域や島外に持ち出さないようご協力をお願いいたします。

ミカンコミバエの発生が疑われる異常な果実を発見した場合は、県関係機関へ連絡するようお願いいたします。(土・日・祝日は除く。)

<関係機関の連絡先>

- ・石垣市役所 農政経済課 (電話：82-1307)
- ・八重山農林水産振興センタースタッフ (電話：82-3043)

